

標準旅行業約款（別紙特別補償規程）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第4章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の規定には、身体外側から有刺鉄ガス又は有機酸質を偶然かつ一時に吸い、吸収又は攝取したときに急速に生ずる中症症状（維持的に吸入、吸収又は攝取した結果生ずる中症症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。
- （用語の定義）
- 第2条 この規程において「企画旅行」とは、標榜旅行業約款規程企画旅行契約の部第2条第1項及び受注型企画旅行契約の部第2条第1項に定めるものをいいます。
- 2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の迎送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時から最後の迎送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ているときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間はその離脱した時から「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配による迎送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の慣習によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
- 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- (2) 前号の受付が行われない場合において、最初の迎送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
- (2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の迎送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合—その1）

- 第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酔で酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の麻痺疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の前の歴史又は留滞しきは入室中に生じた事故。
- (9) 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穡がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子炉分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特徴による事故。
- (11) 前2号の事由に併せて生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 2 当社は、原因のいかんを問わず、顎部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。
- （補償金等を支払わない場合—その2）
- 第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に併せて生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （補償金等を支払わない場合—その3）
- 第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程内の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。
- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いざれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を走行して道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者は路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であると問いません。）以外の航空機を旅行者が操作している間に生じた傷害
- （補償金等を支払わない場合—その4）
- 第6条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程内の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。
- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いざれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を走行して道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
- (3) 別表第2の2当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (1) 穏力團員、暴力團構成員、暴力團關係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直後の結果として、事故の日から180日以内に死んだ場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金等」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金等から既に支払った金額を控除した額を支払います。
- （後遺障害補償金の支払い）
- 第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直後の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の限界で、かつ、その限界となった傷害が治った後のもの）をいいます。以下同様とします。
- 3 別表第2の各号に掲げていない後遺障害に対するは、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1（3）、1（4）、2（3）、4（4）及び5（2）に掲げる機械船等に至らない傷害に対するは、後遺障害補償金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の1（3）、1（4）、2（3）、4（4）及び5（2）に掲げる機械船等に至らない傷害に対するは、後遺障害補償金を支払いません。
- 5 前項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金等をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

- 第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に從事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監理下において治療に専念すること）をいいます。以下この条において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 40万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 20万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 10万円
- ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 4万円

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 10万円
- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
- ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- （通院見舞金の支払い）
- 第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に從事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。））をいいます。以下この条において同様とします。した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円
- ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
- ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 2万円
- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 5万円
- ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円
- ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 1万円
- 2 旅行者が通院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の指示によりギブズ等を常時装着した結果、平常の業務に從事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に從事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 5 当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- （入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則）
- 第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに支払います。
- (1) 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
- (2) 当該通院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金（死亡の推定）
- （第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつてから、又は遭難してから30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。（他の身体障害又は疾病の影響）
- 第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったときに既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の各号の傷害を被った後にその原因となった事故や関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の各号の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

- 第13条 旅行者が第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体の診察若しくは死体の検査を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。
- 2 旅行者は又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の認める正当な理由なく前2項の規定に違反したときは又はその説明若しくは報告につき知っている事實を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。
- （補償金等の請求）
- 第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 死亡補償金請求の場合
- イ 旅行者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書
- ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検査書
- (2) 後遺障害補償金請求の場合
- イ 旅行者の印鑑証明書
- ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (3) 入院見舞金請求の場合
- イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ロ 入院見舞金請求の場合
- ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- (4) 通院見舞金請求の場合
- イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ロ 通院見舞金請求の医師の診断書
- (5) 旅行者は又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事實を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。
- （死亡補償金等の請求）
- 第15条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- （第5条第1項、第3項及び第4項関係）

平成26年7月1日消費者庁長官・観光庁長官認可

（動物及び植物）

（その他当社があらかじめ指定するもの）

- （損害額及び損害補償金の支払額）
- 第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生の直前の状態に復旧するに必要な修繕費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- 2 補償対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を10万円とみなして前項の規定を適用します。
- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。
- （損害額等の算定）
- 第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の手続を履行しなければなりません。
- (1) 損害の防止措置を努めること。
- (2) 損害の程度、原因等の概要及び旅行者が損害を受けたこと（往診を含みます。）を明確に説明すること。
- (3) 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
- 2 当社は、旅行者が当該対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、防護措置をとること。
- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。
- （第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求及び次に掲げる書類）
- (1) 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故證明書
- (2) 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- (3) その他の当社の要求する書類
- 2 旅行者が前項の規定に違反したときは提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなさしめたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。
- （第22条 第16条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社が旅行者に支払うべき損害補償金の額を減額することができます。）
- （代位）
- 第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に對して損害賠償請求権を有する場合における、その損害賠償金の額は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。
- （別表第1（第5条第1項関係））
- | |
|---|
| 山岳登攀はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの） リュージュ ポスプレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗 ジャイロプローラン搭乗その他のこれらに類する危険な運動 |
|---|
- （別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係））
- | |
|-----------------------------|
| 1 眼の障害 |
| (1) 両眼が失明したとき。 100% |
| (2) 一眼が失明したとき。 60% |
| (3) 一眼の矯正視力が0.6以下となつたとき。 5% |
| (4) 一眼の視 |